

中小企業者等が行うDX推進事業を支援します！

富士市中小企業等DX推進事業支援補助金

富士市産業交流部産業支援課

物価高騰の中、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、中小企業者等の生産性の向上による経営の安定や強化を図るため、デジタルツール導入事業やデジタル人材育成事業といったDX推進事業を行う中小企業者等に対し、補助金の交付をします。

★ 対象者

支援機関等の支援を受けてDX推進事業を行う、市税を完納している市内中小企業者等

★ 補助対象事業

- ・ デジタルツール導入事業
- ・ デジタル人材育成事業

★ 補助対象経費

- ・ デジタルツール導入等に係るコンサルティングを含む事業
- ・ デジタル技術を活用した業務の効率化、生産性の向上、ビジネスモデルの変革を目的として、自社の従業員にソフトウェア技能を習得する研修を受けるのに必要な受講料等

※ 1事業につき1回限り申請可

★ 補助金額

デジタルツール導入事業に係る補助対象経費の1/2（上限50万円）

デジタル人材育成事業に係る補助対象経費の1/2（上限20万円）

※ 事業を併用した場合の最高限度額は、50万円

★ 必要書類

交付申請書（第1号様式）、事業計画書（2号様式）、支援機関等確認書（3号様式）、収支予算書、申請者の企業概要等、市税完納証明書（1ヶ月以内）など

★ 注意事項

- ・ 汎用性のあるソフトウェアの導入、ハードウェアの導入に係る経費は対象外
- ・ 資格取得を目的とする研修、受講料を受講者本人が負担する研修及び国や地方公共団体等から補助金を受けている研修は対象外

※ 詳細は、ウェブサイトの交付要領を参照ください。

まずはご相談ください

富士市産業支援課 Tel：0545-52-6783

Mail：sa-shien@div.city.fuji.shizuoka.jp

1 申請方法

下記の書類を揃えて、事業開始前に、富士市地域産業支援センター（中央図書館分館2階）まで提出してください。

必要な書類	チェック欄
交付申請書（第1号様式）	
事業計画書（第2号様式）	
支援機関等確認書（第3号様式）（デジタルツール導入事業の場合）	
収支予算書	
補助対象の内容が確認できる資料（カタログ、チラシ、パンフレット等）	
申請者の企業概要、沿革等が分かる書類の写し	
市税完納証明書（原本 1ヵ月以内） ※ 市役所3階収納課で発行しています。1通当たり300円必要です。なお、法人の場合、代表者が窓口に来られる場合でも委任状が必要です。	

2 完了報告書の提出

事業が完了した日から起算して30日を経過した日、または2月末日のいずれか早い日まで、速やかに次の書類を提出してください。

必要な書類	チェック欄
実績報告書（第7号様式）	
事業報告書（第8号様式）	
収支決算書	
補助対象経費の支払を確認できる書類の写し（請求書・振込明細書や領収書等）	
補助事業の成果品、事業過程等の写真又は写し	
口座振替申請書（市役所に振込口座が登録されていない場合）	

※本補助金は、実績報告書の提出後に、審査を行い、補助金を交付します。

3 問合せ先

富士市 産業交流部 産業支援課 DX・中小企業支援担当
〒417-0058 富士市永田北町3番3号 富士市立中央図書館分館2階
富士市地域産業支援センター（Beパレットふじ内）
電話：0545-52-6783
E-mail：sa-shien@div.city.fuji.shizuoka.jp
ウェブサイト：http://fujishi.jp



富士市ウェブサイト